

会 議 録

会 議 の 名 称		令和 4 年度第 2 回豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会専門部会	
開 催 日 時		令和 4 年（ 2 0 2 2 年） 5 月 2 5 日（月） 午後 1 時 0 0 分～午後 2 時 2 0 分	
開 催 場 所		第一庁舎 4 階第一会議室	公 開 の 可 否 可
事 務 局		総務部法務・コンプライアンス課	傍 聴 者 数 0 人
公開しなかつた理由			
出席者	委 員	園田委員、井上委員、高橋委員、宮下委員	
	事 務 局	太田総務部次長兼法務・コンプライアンス課長、松浦課長補佐兼情報管理係長、須賀主事	
	そ の 他		
議 題		1．諮問案件の説明について ①自己情報の開示に係る手数料について ②改正法第 7 5 条第 5 項に規定する帳簿の作成等について	
審議等の概要 (主な発言要旨)		別紙のとおり	

審議等の概要

(午後 1 時 0 0 分開会)

○部会長 定刻になりましたので、ただ今から、令和 4 年度第 2 回豊中市個人情報保護制度の見直しについてに係る専門部会を開催します。まず、事務局から本日の委員の出席状況を報告してください。

○事務局 本日は、お忙しいところ、豊中市個人情報保護制度の見直しについてに係る専門部会に出席していただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員の皆さまの出席状況でございますが、恩地委員、加賀委員がご欠席、ということで、4 名の委員の皆さまにご出席いただいております。次に、本日出席しております市の職員は、別紙市側出席者名簿のとおりでございます。以上でございます。

○部会長 それでは、会議を始めます。まず、事務局から本日の議題について説明して下さい。

○事務局 本日の会議の予定について、ご説明させていただきます。お手元に配付しております会議次第をご覧ください。

案件としましては、「自己情報の開示に係る手数料について」と「改正法第 7 5 条第 5 項に規定する帳簿の作成等について」でございます。

委員のみなさまには、各諮問案件に対して意見交換の上、専門部会としての今後の方向性を示していただければと考えております。

なお、本日ご審議いただく案件につきましては、国等の資料や個人情報保護委員会について電話問合せ等を行った結果を含め現在事務局で把握できております情報をもとに資料作成等を行っております。今後資料等を確認していったうえで、訂正等が発生する可能性がございますが、ご容赦いただけますと幸いです。よろしくお願いします。

○部会長 それでは、会議を進めます。事務局より自己情報の開示に係る手数料について説明をお願いします。

○事務局 今回の案件のご説明に入ります前に前回ご審議いただきました案件につきまして、3 点補足説明等をさせていただきます。

1 点目、開示決定期限について前回の議論の中で、法第 8 3 条第 1 項の期間を「1 5 日以内」と定めた場合は同条第 2 項の延長期間は「3 0 日以内」となるため、第 8 4 条の特例延長の期間についてどうなるのかというご質問がございましたが、法第 8 3 条第 1 項の期間を「1 5 日以内」と定めた場合につきましては、「4 5 日以内」として法施行条例に規定する必要がある

るものでございます。

次に2点目でございます。公務員の氏名についてのご審議頂きました際に、市において秘匿しなければならない職種等があるのかご質問頂戴しておりましたが、確認をしましたところ、市においてこれまで不開示とした情報につきましては、自己情報の開示請求の対象となった捜査関係事項照会書に記載されている警察官（公務員）の氏名を不開示とした事例がございますが、現時点で豊中市の職員で不開示とした事例はないものでございます。

最後に3点目でございます。法令秘情報の適用事例につきまして前回過去5年程度は適用事例が無い旨お伝えしておりましたが、直近5月に虐待防止法に定める通報者の秘匿として不開示と決定したものがございます。しかしながら、前回のご説明のとおり、仮に不開示情報に法令秘等情報の規定がなかったとしても、当該事例については、個人に関する情報又は事務事業上の支障に該当するため、不開示情報となると考えております。

以上、3点が前回の審議からの補足でございます。

続きまして、本日の案件である、自己情報の開示に係る手数料についてご説明させていただきます。お手元に配付しております資料「自己情報の開示に係る手数料について」をご覧ください。

初めに、「市及び国の自己情報の開示請求手数料の現状」についてご説明します。まず、市に開示請求があった場合、手数料については、条例第30条第1項において、「自己情報の開示に係る手数料は、徴収しないものとする。」と規定されているため、手数料は徴収しておりません。しかしながら、同条第2項において「写し等の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。」と規定されていることから、規則別表1に基づき、実費としてコピー代1枚につき10円等を徴収しております。

次に、国に開示請求があった場合、手数料は、改正法第89条第1項において、「政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。」と規定されており、政令第27条第1項において、行政文書1件につき300円等とされています。また、改正法第89条第3項において、地方公共団体の機関は、手数料の額について、できる限り利用しやすい額とするよう配慮した実費の範囲内の額を条例で定めることとされており、国の見解として、実費の範囲内であれば、算定方法を工夫した適当な額とすること、例えば、従量制の開示手数料を定めることや手数料の額を無料とすることも許容され、実費のみを徴収することも許容されております。

国が手数料を徴収している理由としては、開示請求の実施に係る費用について、租税等の一般財源によって賄われることについて国民的合意がなされていないと考えられることを前提に、制度を実施しない者との負担の公平を図る観点から、適切な額の手数料を納めなければならないこととしているものでございます。しかしながら、「地方公共団体が、条例において手数料の額を無料とすることは、そのような条例を定めること自体が一定の住民の合意が得られたことの帰結と見なしうるので許容される」と国としては考えられているものでございます。

「2 国が従量制を取らなかった理由」についてご説明します。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の場合とは異なり、本法の規定に基づく開示請求は、本人自身の保有個人情報の請求に限られており、また、当該情報の量も一般的には少ないものと考えられていることからして、「開示の実施に係る手数料」として従量制で徴収しなければ濫用を防止できないほど大量の情報が請求されることは、通常は考えられないことによるためとされております。

「3 市の手数料徴収に関する検討経過」についてご説明します。検討経過のア及びイの内容から、手数料を無料とした経過としては、市民の利用の促進のための措置とされております。

次に、市における開示決定等の現状についての表をご覧ください。こちらの表につきましては、前回の専門部会においても示させていただいたものとなりますが、「2 国が従量制を取らなかった理由について」と同様、市においても、市になされた開示請求のほとんどを開示期限内に決定等がなされており、延長されたものについても、ほとんどの請求が特例延長制度を適用することなく決定等がなされているため、「開示の実施に係る手数料」として従量制で徴収しなければ濫用を防止できないほど大量の情報が請求されることはないかと考えております。

「4 検討案について」をご覧ください。本市において考える手数料に関する検討案を記載しております。①現行通りの運用とした場合、②国と同様に申請手数料を徴収した場合、③交付手数料を徴収した場合のそれぞれ3つの場合の利点・欠点を記載しておりますので、ご確認を頂ければと思います。

以上ご説明してきた内容を踏まえて、「5 事務局の考え」をご説明します。「2 国が従量制を取らなかった理由について」の中で説明しましたように、国が請求手数料を賦課している理由は、開示請求の実施に係る費用について租税等の一般財源によって賄われることについて国民的合意がなされていない点にあります。しかしながら、市においては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮した結果として、手数料を無料と規定して条例を上程し、市民を代表する議会の議決を経て、公布をしているものであり、改正法においても同様の配慮が求められており、実費のみを徴収することも許容されていることから、市は市民の理解を得ているこれまでと同様の設定で問題ないかと考えております。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。それでは、委員の皆さまには、担当課からの説明につきまして、何か意見や確認したい点はありますか。

○委員 自己情報の開示請求であれば、手数料が無料ということですが、情報公開条例に基づく開示請求はどうなりますか。

○事務局 情報公開条例に基づく開示請求につきましては、自己情報の開示請求と同様、無料となっております。写しの交付の費用として、コピー代1枚につき10円等を徴収しており

ます

○委員 どちらの場合も無料ということですか。

○事務局 そうです。

○部会長 問題は、大量請求ですね。自己情報の開示請求については、大量請求はあまり考えられないものですか。

○事務局 国の見解と同様、大量請求となることはあまりないです。市が保有する情報量自体に限られますし、請求人の方が文書をある程度特定した状態で請求してくることが多いため、権利濫用であると思われるような事例は、これまで市になかったと考えております。ただ、文書の量が大量になるような場合としては、自身の相談記録であって相談期間が長期にわたるようなものとなります。

○委員 手数料を徴収することによって、大量請求は抑えられるものですか。それとも、大量請求のことにについて考える必要がない程度の量の請求しかないものですか。ある自治体では、審査請求の内容が全部同じ事案になっていて、その都度その都度、違う請求理由で開示請求してくるために、全部、前と同じ理由で答申するしかない。また、その都度、審査請求人を呼び出して口頭意見陳述することになるため、手数料を徴収することでそういう濫用を抑えることができないか、ということについて議論したことがあるので。

○事務局 ご質問にありました件につきましては検証ができないため、手数料を徴収することで大量請求を抑えることができるとまでいうことは難しいですが、少なくともそのような請求の抑止にはなるかと考えております。

現状としましては、自己情報の開示請求ですと、いわゆる権利濫用といえるほどの大量請求となるものはございません。ただ、情報公開条例に基づく開示請求につきましては、1回の請求で文書の量が大量になる場合があります。このような場合に手数料化することで課題となると考えておりますのは、請求書に書かれた内容が広範な内容での請求される場合に、文書1件あたりをどのように考えて手数料を請求すべきかについての考え方が難しいところがあります。このような課題があるため、現状としては文書の量が大量となる場合には、特例延長で対応したり、請求後、請求人により文書の特定をしてもらうことで大量請求に対応している状況です。

○委員 従来通りに手数料をとらず実費対応をすることが、改正法への対応等はしやすいかと思うのですが、近隣市又は大阪府下の市町村はどのような対応を検討されていますか。

○事務局 現時点で把握している状況になりますので、他市等においても方向性が変わるということがあるかもしれませんが、近隣市ですと高槻市が手数料に変更して、交付手数料として1枚当たり10円を徴収すると聞いております。それ以外の北摂他市ですと、把握している限りは、現時点で未定のところを除きますと、手数料に変更するところはないという状況です。

○部会長 交付手数料というのは、コピー代を実費で徴収することとは違うんですか。

○事務局 交付1枚につき10円ですので、実費とあまり変わりはないかと思います。また、交付手数料とした場合における事務局の課題としましては、手数料の積算算定で1枚10円という理屈がなかなか難しいこと、手数料の額が少額となるため濫用の防止とはなりにくいこと、手数料であるため賦課決定をするという処分性があることから審査請求の対象となること、これらのことから、事務局としましては、交付手数料とする利点は少ないのかなと考えております。また、改正法におきましては、手数料については開示請求時に徴収するという法体系となっているため、そもそも交付手数料という考え方は許容されるのかという点について、事務局としては疑義があるのではないかと考えております。

○委員 交付手数料にすると審査請求になるという点で、ある都道府県において、市は手数料を徴収していて県は交付手数料を徴収していないという状況でして、そのような状況下において、市で交付手数料を徴収されたのは違法だということで審査請求をしてきた事例がありまして、審査に悩んだという事例があります。そのようなことを考えたら、現状どおり手数料を徴収せずに1枚10円のままでいいのではないかと思います。コンビニとかでもコピー代は1枚10円ですし。

○部会長 改正にあたって手数料を徴収することになると、市民にとっては制度が後退したように見えるんですよね。なので、余程の理由がない限りは、現状のままにするべきでないかとも思います。

○委員 私も現状のままで問題ないとは思っているんですけども、この案件における実費ってどのようなものなのかなと思ってまして。というのも、実際のところコピー代だけの実費であれば10円かからないと思うんですよね。で、普通実費って言いましたら交通費がいくらかかったとかそういうものになるかと思うんです。なので、今回のこの実費というのは、職員の人件費も含めた実費ということになるんですか。

○事務局 1枚10円の積算の中には、紙代、インク代、窓口での受け渡しの費用に掛かる人件費等の分を含めた考え方になっております。

○委員 ありがとうございます。今のように、少なくとも実費として10円をとるのであれば、なんで10円になるのかについてちゃんと説明できるようにしておく必要があると思います。いろいろなコストは、単に印刷の分、レンタルの費用だけではないと思うんですけども、実費を積算したらびったり10円でなくても約10円になると説明できるようにしておいていただければと思います。

○部会長 カラーの場合はいくらになるんですか。

○事務局 1枚50円となります。

○委員 国は、手数料とは別に実費も徴収しているんですか。

○事務局 国に確認しましたところ、実費は徴収していないとのことでした。また、申請手数料で交付までを行っているとのことでした。

○部会長 その手数料の中に含まれているということですね。

○事務局 そうです。

○委員 豊中市は、紙のコピー代以外にも、例えばCD-Rとかで交付して実費を徴収することはあるんですか。また、その場合の実費の算定はどうなっていますか。

○事務局 CD-Rで交付することもあります。また、その場合の実費の算定につきましては、CD代等となっております。

○委員 データで送付することはありますか。

○事務局 現時点において、データを直接請求人に送付することはしておりません。CD-Rにデータを入れて交付するという形で対応しております。

○部会長 請求人が持参したUSBにデータをいれてくださいというのも対応していないということですか。

○事務局 はい。USBを市の端末に挿してもセキュリティの観点から読み取り等もできないので。

○部会長 閲覧している時に、開示文書をスマホで写真撮らせてほしいと言われた場合は認めているんですか。

○事務局 その点については許容しております。

○部会長 他に何かご意見・ご質問等ありますか。

(質問・意見なし)

○部会長 そうしましたら、委員のみなさんの考えとしましては、現状のままでいいのではないかという方向性でよろしいですか。

(異議なし)

○部会長 ありがとうございます。それでは、次の案件に移ります。「改正法第75条第5項に規定する帳簿の作成等について」事務局より説明をお願いします。

○事務局 改正法第75条第5項に規定する帳簿の作成等についてご説明させていただきます。お手元に配付しております資料「改正法第75条第5項に規定する帳簿の作成等について」をご覧ください。

初めに、「1 個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成について」ご説明します。

改正法第75条第5項において「地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。」と規定されており、当該帳簿の作成の必要性等のご審議を頂きたいものでございます。

「2 法に規定する個人情報ファイル簿について」ご説明します。平成15年公布の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律における国の考え方において、「個人情報ファイル簿は、その存在等を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用実態をよりの確に認識することができるようにするために作成・公表するものである。」とされており、これらの目的のため「各行政機関がそれぞれ保有する個人情報ファイルについて、行政機関単位に作成することを想定し、鳥瞰的な把握ができるようにしている。」とされております。

「3 現行条例に規定する個人情報ファイルについて」ご説明します。まず、市は、条例第17条において、「個人情報の把握を一元化し、市民の参加を容易にするため、実施機関が、個人情報を体系的に構成した個人情報ファイルを設置する場合は、市長に届け出るもの等」のことについて定めております。また、条例第8条に基づき、「個人情報ファイルの管理に当たって

は、管理責任者は、常に所定の保管庫等に収納し、退庁時に保管庫等の施錠を行うなど、特に慎重に行う必要がある。」との考えを示しております。

「４ 法と現行条例に規定する個人情報ファイル簿の記載事項の相違点等について」ご説明します。改正法及び条例にのみ記載される事項については、①及び②に記載のとおりです。この点を踏まえ、個人情報ファイル簿について国に見解を確認したところ、①の記載事項の要件を満たす現行条例に規定する個人情報ファイル設置届出書については、法に規定する個人情報ファイル簿となる、また、①の要件を満たすのであれば②の記載事項があったとしても法に規定する個人情報ファイル簿となるとの回答でした。

なお、国と市の作成における相違点としましては、国においては、改正法施行令第２０条第２項において１，０００人以上の個人情報ファイルが対象となりますが、市においてはそのような基準が無く、また、市における個人情報ファイル設置届出書については、自己情報開示請求等で近年利活用された実績がない状況でもあります。

以上ご説明してきた内容を踏まえて、「５ 実施機関の意見」をお伝えします。まず、市が、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表する必要性については、４③に記載のとおり、法及び現行条例に規定する個人情報ファイル簿等の記載内容に一部違いはあるものの、法に規定する要件を満たすことによって、法に定める個人情報ファイル簿となることから不要であると考えます。

ただし、４④に規定するファイルのような１，０００人未満の個人情報ファイルにつきましては、これまでの自己情報開示請求の際の利活用の実績等が無い中で、改正法及び現行条例における趣旨等を踏まえ今後も整備するかどうかについての必要性を検討する必要があると考えております。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。 それでは、委員の皆さまには、担当課からの説明につきまして、何か意見や確認したい点がありますか。

○委員 法律上個人情報ファイル簿の設置は義務付けされているということですよね。ただし、その要件が１，０００人以上となっていると。各自治体は１，０００人未満のものであっても作成してもいいということですよね。

○事務局 はい、そうです。

○委員 国の個人情報ファイル簿は、どのようにして公表しているのですか。

○事務局 ＨＰ等でどのようなファイルがあるのかを閲覧できるような状態になっております。

○委員 情報の具体的な中身までは公表してないということですよね。

○事務局 はい。

○委員 資料において、「市においてはそのような基準がない。また、市における個人情報ファイル設置届出書については、自己情報開示請求等で近年利活用された実績がない状況である。」とありますが、市の個人情報ファイル設置届出書と国の個人情報ファイル簿は同じだという認識でいいですよね。

○事務局 そうです。市においては、まず個人情報ファイル設置届出書を作成し、それを目録という形で告示等をしている状況ですので、個人情報ファイル簿と個人情報ファイル設置届出書を対比させていただいております。

○委員 市の個人情報ファイル設置届出書には、具体的にこういったものがあるのですか。

○事務局 内容は多岐にわたりますが、例えば、国民年金の被保険者名簿、民生委員等の名簿等があります。

○委員 市の個人情報ファイルについても市HPにも掲載されているのですか。

○事務局 市においては、HPでの公開はしておりませんが、市政情報コーナーで個人情報ファイル目録や個人情報ファイル設置届出書を閲覧いただいている状況です。また、新たに届けた個人情報ファイル等については、条例において公示することが定められております。現状、個人情報ファイル等を見ていただいて、自分の情報がどこにあるのかを把握してもらって自己情報の開示請求をしてもらうことが可能な状況ですが、近年そのような流れでの開示請求はございません。

○委員 自己情報の開示請求をした場合は、個人情報ファイルの中にある自分の情報のみが見られるということですか。また、他の人の情報は見られないということですよね。

○事務局 条例上、不開示情報については見ることはできないこととなります。

○委員 個人情報ファイル設置届出書の意味合いとしては、本人が自己情報の開示請求をする時に、その届出書等を確認すれば、自分の情報がどこにあるのかわかるという検索の意味があるということですよね。

○事務局　そうです。個人情報ファイル目録等を閲覧しての請求がない理由としましては、例えば、自己情報の開示請求の場合ですと、「介護認定に係る医師の診断書」を請求したい等のように、本人が請求する段階で既に必要とする文書の限定ができてることが多いため、どのような個人情報ファイルがあるのかを検索する必要性がない状況です。また、情報公開条例に基づく開示請求となると、行政文書目録が別途存在しますので、そちらを活用してどのような情報があるのかを確認することもできます。このようなことから、自己情報の開示請求をするに当たって個人情報ファイル目録等を活用した実績がなかったのではないかと考えております。また、本人が請求する際に、こんな情報が知りたいという申出があれば、直接担当課とやりとりをして請求内容を確定したうえで、請求いただいてもいますので、個人情報ファイル目録等のみを見て請求するという事例が近年なかったものでございます。

○委員　ただ、今後HP等で公表すれば、請求者さんがまず目星をつけることができそこからの開示請求となるため、事務局等の負担を減らすことができるのではないですか。

○事務局　そうですね。HP等に掲載されていると、網羅的に眺めて私の情報はここにあるんだろうあと目星をつけて、このファイルの私の情報というふうに請求することができると思うんですけども、実状としましては先ほどお答えしたとおりです。個人情報ファイル等について条例上想定されていたのは、推測となりますが、市民等の利用のしやすさと市の管理のしやすさのためではないかと思っております。ただ、現状、管理につきましてはファイルの設置に関わりなくしっかりと管理している状況ですし、利用のしやすさの点についても請求人が既に文書を限定した状態で請求してくることがほとんどですので、実態として個人情報ファイル目録等を活用しての請求がない状況です。

○委員　請求人が既にこれって文書を特定して来たとしても、市のほうには他にも請求人が求める個人情報ファイルがあった場合であって、請求人がそれも見たいとなった場合にはどのように対応しているのですか。特定したものしか出さないのですか。

○事務局　原則、請求人の話す内容を確認しながら文書を特定していくことにはなります。ただ、請求人がこれしかいないということでしたら、その分しか出しませんが、そうでないのであれば、見たいと言った分も含めて文書を特定していくことになります。

○委員　他県においても同様の議論がなされてまして、他県においては事務帳簿というものがありまして、これを残したまま国の定める個人情報ファイル簿を作成するかどうか問題になりまして、その県の事務局としては、二重に作成するのではなく、既にある帳簿を個人情報ファイルに作り替えて使用したいという主張でして、法律上、個人情報ファイル簿を作成するこ

とが義務付けられているのであれば、事務局が主張するように、帳簿を個人情報ファイル簿に作り替えるでいいのではないかという話になりました。ただ、先ほどの事務局の説明でもありましたように国の要件は1,000人以上となっているんですが、事務帳簿は1,000人未満のものもけっこうありまして、それをどうするかということになりまして、条例で1,000人未満の分を規定して別途、個人情報ファイル簿を作成しようかとなりました。今ある帳簿を活用して個人情報ファイル簿に移行していこうかということです。

○事務局 現在保有する1,000人未満の帳簿についても、国の定める個人情報ファイル簿と同様の内容に置き換えるという状況でしょうか。

○委員 1,000人未満のもの等で現在の帳簿にないものは新たに作るということです。1,000人未満のものを法改正に伴いなくすのは、今まであったのになくすのはなんでだという話にもなりますので。帳簿としてあるものは置き換えて、ないものは新たに作る。現在、事務毎に作成しているため、先ほどの国民年金の場合でも、徴収する名簿と支払い名簿がある等全部国の基準と違っているんで、個人情報ファイル簿に置き換えることで、場合によっては統一することもできるし。ただ、統一しても1,000人未満のものもある。

○部会長 現状、市の個人情報ファイル目録等を活用しての請求実績がないということですが、これを国の定める個人情報ファイル簿に新たに作り替える必要があるかどうかになると思うんですが、その場合、何のために作るのかということになると思うんですね。国は1,000人未満のものについては、ファイル簿の作成は不要と、で、市のほうでは実績がないと、いうことなので、新たに1,000人以上とあわせて整理する必要があるのかということですよ。

○委員 1,000人未満のファイル簿を作成しないことで、今よりも悪くなることはあるんですか。それがなければ、いいのではないかと思います。

○事務局 実態としては特になく考えておりますが、作成しなくなるとすることで、これまであったものがなくなったように見えてしまうとも思っております。

○委員 他県においても同じでして、今ある事務帳簿が1,000人未満のものなので、それが法令上いらなくなったから、廃止するというのは、住民に対して法令上なくなったからとはいづらいて言っております。

○部会長 ただ、現状、市においてファイルを活用した実績がないから、1,000人未満の個人情報ファイル簿を作成しても実績がないってことになる可能性もありますよね。

○委員 県とか府だと事務がたくさんあるので、全てのファイルを作成することで事務の管理にはなと思うんです。また、他県においては、現在の事務帳簿と作成しなければならない個人情報ファイル簿のひな形がありまして、その2つを照らしあわせるとほとんど変わらないんです。だから、先ほど言ったように今あるものを個人情報ファイル簿に置き換えればいいのではないかという話で、同じものを2つ作らないといけないというのはあまり意味がないだろうということ。

○委員 現状、1,000人未満のものってどれくらいあるんですか。見過ごせないほどですか。

○事務局 1,000人未満のもののみとなると把握はできていないのですが、全体としては、約460件ほどあります。また、今後、1,000人未満の個人情報ファイル簿の届出がなされることも想定されますので、その点も含めて個人情報ファイル簿の作成のあり方を検討していかなければいけないと考えております。

○部会長 ファイルの利用実績がないことと、1,000人未満のものをなくしても支障がないということならば、残す必要性はないのかなと思いますが。また、市民に対する説明責任という点については、これまで話してきた内容で私は十分説明できるのではないかと思います。もう少し丁寧に説明する必要はありますが。

○委員 先ほどの他県の話でもありましたが、現状とそんなに手間が変わらないのであれば、あえて変える必要があるのかなと思います。今も1,000人未満のファイルも届出してもらっていて、かつ、書く内容もそんなに変わらないのであれば。法で個人情報ファイルが定められるとの制度改正があるからといってなくす必要はないのではないかな。

○委員 国が個人情報ファイル簿の作成要件を1,000人以上としているのは、データ利活用の時に使用するにはそれぐらいの規模のデータが必要であろうというのがあると思うんです。ただ、情報の公開とかではなく個人情報の保護となるので、保護という点で1,000人未満のものをどうするのかということになると思うんです。自治体によっては人口の小さな市区町村もあるので、現状、事務簿を作っているけれども、それは何十人単位のものになるから、改正法施行後はそれが全て必要ないのかという話にもなってくる。

また、従来は、こういう事務があるからこの事務にはこういう人が載ってくるんですよという帳簿のつくりになって来るんだけど、今回の個人情報ファイル簿は、こういうことのために使うからこのファイルを作ってこんな人が載りますよっていうものになっている。なの

で、自己情報の開示請求において、私の個人情報はどこにありますか、ということを聞かれた場合に、個人情報ファイル簿があると便利かとは思いますが。その時に、こんな個人情報ファイル簿があってこの利用目的で作成されているので、あなたの情報があるかもしれませんねと言ってどんな情報があるか把握してもらってこれだというふうに請求する。だから、住民側の利便性の点で言うと、過去に利用実績がないから作成しませんというのは、どこまで公的に言えるのかなと思います。

だから、現在のものを置き換えるだけでそれほど手間でもないのであれば、今あるものを残しておいても支障はないのではないかと思います。

○部会長 今あるものを置き換えるだけになりますか。新たに作成しなくてはいけないものはないんですか。

○事務局 作成時点でのものになりますので、今あるものを置き換えるだけでなく今後発生してくるものについても作成することにはなります。また、1,000人未満もすべて作成するとしますと、例えば10人の場合等も個人情報ファイル簿を作成することになりますので、その点での事務負担は生じるかとは思いますが。一方で、自己情報の開示請求等にあたって、こういった個人情報ファイル簿があるということを説明していくことが、より望ましい形ではあると思っております。

○委員 995人でも1,000人未満になるし、5人とかでも1,000人未満になる。数字で考えてしまうと難しいところがある。ただ、じゃあ基準を設けて100人未満になったら不要になるのかといったら、そういうわけではないという話にもなってきますので。

○委員 現状の運用において、何か1,000人未満の届出をやめたいという意見はあったんですか。

○事務局 把握する限りは各課からの意見は特にございません。

○委員 条例で規定した場合にはこれからもずっと作成し続けたいといけなくなると思うんですけども、ただ、こんな大変だからやめたいとかそういう意見が出ているのであれば、1,000人未満の作成をやめようというのはわかるんですけども、そういうことがないのであれば、法の適用になったからという理由等で1,000人未満の作成をやめることは安易な考えなんじゃないかと聞いていてそう思いました。

ただ、市民サービスの点で1,000人未満を作成しなければ低下になるという実態もないのかとは思いますが。

○事務局 今後、条例要配慮個人情報についてもこの専門部会でご審議いただくことになるのですが、条例で要配慮個人情報を規定した場合は、個人情報ファイル簿にその旨を記載する必要があります。ですので、今回の委員のみなさまのご意見を踏まえ、事務局においても再度検討し、条例要配慮個人情報のご審議の際に、再度個人情報ファイル簿についてもご審議いただければと考えております。

○部会長 他の問題も絡んでくるということであれば、その時に再度審議するということのみなさんよろしいですか。

○委員 ちなみに、法令上規定されている要配慮個人情報以外に、市で何か個人情報ファイル設置届出書等に記載しているものはあるんですか。

○事務局 現時点で、国の法令のように要配慮個人情報として条例で規定しているものはありません。ただ、国の法令にはない要配慮個人情報にあたるようなものとしてどのようなものがあるかについて、また事務局としても検討していきます。

○委員 1,000人未満の個人情報ファイル簿を今後作成しないとなった場合に、具体的にどのような不利益が想定されますか。

○事務局 1,000人未満の個人情報ファイルを保有しているとの情報を市に確認していただかないと分からないということが考えられます。

○委員 その個人情報ファイルを探しにくくなるということですか。

○事務局 そうですね、一覧化されているものには出てこないのので探しにくくはなると思いますが。ただ、今までご説明してきた実状を考えますと、自分が何を求めているのかを探して請求する時には、あまり支障がないと考えております。

○委員 窓口に来られた際に、こんな情報を探していますと言われた際に、個人情報ファイル簿がなかったとしても、その情報を特定して請求していただくことは可能ということですか。

○事務局 そうですね、現状においても、請求人からそのようなことを言われた際に、であればこのような情報がありますと個人情報を保有している担当課等が説明をするので、個人情報ファイル目録等を活用しての請求がなかったのだと思っております。

○委員 個人情報ファイル簿がなくても、窓口に来てこんな情報を探していますと言えば、そ

の情報にたどり着くことは可能ということですね。

○事務局 たどり着くことは可能です。

○委員 それであれば、無理して1,000人未満のものまで作成する必要があるのではないかと感じてきました。

○部会長 その点が、先ほど言った不都合がないから作成する必要があるのではないかということですね。ただ、印象としては後退しているように見えるということですね。1,000人未満のものを作成することは負担があるのですか。

○事務局 今作成できているものをスライドさせるだけならば、それほど負担ではありません。ただ、今後新たに出てくるものを作り続けることにもなります。どちらにしても、常に1,000人を超えたか超えていないかという点の管理をしていかなければならないということにはなります。

○委員 限りなく1,000人に近かったとした場合、1,000人に達していない時は、個人情報ファイル簿を作成する必要があるけれども、その後1,000人を超えたら、その時点ですぐに個人情報ファイル簿を作成しないといけないんですか。

○事務局 法令上、「遅滞なく」となっておりますので、恐らく、ある時点で調査等をして1,000人を超えているものは届出をするものではないかと考えております。また、1,000人未満となった場合には廃止の届出が必要となります。

○部会長 1,000人未満のものを作成しないとなると廃棄の問題も出てくるということですね。廃棄の手続きについても決めておく必要がありますね。1,000人未満のものを作成しないことにする負担は何かあるんですか。

○事務局 推測にはなりますが、1,000人未満のものも作成するという事務と1,000人未満でなくなったから廃棄するという事務で比較すると、恐らく廃棄する件数のほうが絶対数でいうと少ないことから、事務の負担にはならないのではないかと考えます。ただ、担当課として1,000人未満になりそうだなと意識しておく必要性は出てくるのかと思います。

また、1,000人未満となったら廃棄の届出が必要となることの周知も必要になるかとは思いますが。ただ、逆に作成する場合であれば、1,000人未満のものであっても個人情報ファイルを作成したら届出が必要になるという意識づけが必要にもなります。

○部会長 なるほど、他に何かご質問・ご意見等ありますか。

(質問・意見なし)

○部会長 そうしましたら、先ほど事務局から説明がありましたように、条例要配慮個人情報の審議の際に再度個人情報ファイル簿についても検討するということでもいいですか。

(異議なし)

○部会長 そうしましたら、以上で本日予定している案件は終わりましたが、事務局、他に何かありますか。

○事務局 (日程調整等)

○部会長 ありがとうございます。他になければ、これで、本日の会議を閉会したいと思います。ありがとうございました。

(午後2時20分閉会)